

季
刊

白雲

弁護士 伊藤茂昭

直通電話 / 03-6212-5503 Eメール / shigeaki.ito@city-yuwa.com
ホームページ / www.city-yuwa.com/ itoh

シティユワ法律事務所 CITY-YUWA PARTNERS
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル7/8階
Phone:03-6212-5500 Fax:03-6212-5700

2004 1 January

2004年新春号(通刊51号)

今年もよろしくおねがいます。

新しい年を皆さんとともに

2004年を迎えました。

今日本は自信をなくしています。しかしその失われた10年を取り戻すべく、そして明治維新、第二次大戦の敗戦後、私たちの先達が苦難の中で新しい日本の国の形を創り上げたように、今に生きる私たちも、同じような気概を持って、国際社会と調和する新しい日本、新しい司法制度を生み出すために進みましょう。私自身は、司法制度の改革のために微力を尽くしたいと考えています。今日より明日はきっといい日でありますように。今日の自分より明日の自分が成長した自分であることは自分の力でできることだと信じつつ、市民の一人として皆さんと力を合わせ、一人の弁護士として一人でも多くの人のお役に立てよう、努力し続けたいと思います。



弁護士 伊藤茂昭

2004年1月

弁護士業務第一線で活躍しています



昨年2月の合併により、事務所は弁護士50名を超える規模になりました。法人の事件の処理に当たっては、時間的により効率的に処理するため、また多様な事件に即時に対応するためには事務所を大規模化し、常時臨戦態勢を築くことは重要です。しかし一方、規模が大きくなりますと事務所経営も多くの関係者が納得する公平で機能的な制度を工夫する必要があります。従って依頼者である皆さんとの関係もより効率的な処理の関係からビジネスライクに成らざるを得ない面が出てきます。しかしながら、私ども弁護士と依頼者である皆さんの関係は、「良く相談を聞いてくれる」「自分の言い分をわかってもらえた」というような、人と人の信頼関係を基礎に成り立って行くものだと思います。特に個人の依頼者の方の満足度は多面的な要素から成り立っているのだと思います。

従って、私は事務所がどんなに大規模化しようと、今から20年前たった一人で

新宿駅南口の甲州街道沿いのビルの17坪の事務所を借りて独立した時の気持ちを忘れないようにしたいと思います。そして20年の間、私と私の事務所を育てて下さいました顧問会社を初め、多くの方々に対するご恩返しの気持ちを忘れず、どのような相談でも親切に対応するよう心がけたいと思います。

このような事務所の転換期に2001年3月より昨年3月まで2年1ヶ月にわたって事務所を留守に致しましたことは、日本弁護士連合会事務次長という公職のためとは言え、顧問会社、依頼者の皆様方には事件処理や法律相談業務において多大なご迷惑をおかけすることになりました。心よりお詫び申し上げます次第です。

事務所復帰後9ヶ月が経過しましたが、幸いに事務所での業務もようやく順調に軌道に乗って参りました。一日一日の時間には限りがありますが、担当者の配置やしかるべき分野を得意とする弁護士の紹介

も含めお役に立ちたいと存じますのでどうぞお気軽に私宛直接ご連絡いただければ幸いです。

「最近の事件から」

都立広尾病院の医師法第21条(異状死体等の24時間以内の所轄警察署への届け出義務)違反事件の刑事事件では、東京地裁で全面無罪を勝ち取り確定しました。

デベロッパーとビルオーナーのサブリースをめぐる借地借家法第32条の賃料増減額請求権の適用の有無をめぐる事件では、最高裁に係属した3件について昨年10月、第3小法廷と第1小法廷で相次いで3件の判決言い渡しが有り、その全てでデベロッパーの代理人を務めいづれも適用説で勝訴しました。判例雑誌等にいづれも紹介されていますのでご参照下さい。

森ビルが衆議院議長を訴えたPFI法を巡る事業者の選定処分取消を求める行政訴訟は第3回口頭弁論が開催された段階です。

伊藤茂昭の「ちょっと行きたいお店」

恵比寿 吉住

「伊藤茂昭のちょっと行きたいお店」第二回は、「恵比寿 吉住」をご紹介します。私をはじめお邪魔してからは15年、いまや家族同様のおつきあいをさせていただいています。JR恵比寿駅西口から徒歩5分と交通アクセスも抜群です。駒沢通りに面していますが、お店の名前が上品かつ控えめに表にでているだけで、初めての人はちょっと戸惑うかもしれません。そんな上品な感じがお店にも料理にも滲んでいます。

開業は昭和55年、素材の持ち味をいか

すことを常に心掛けている日本料理のお店です。ご主人の松本吉正さんは医学部から転身という変わり種(ちなみに私も医学部からの転身)築地「藍亭」で修行を積まれ、このコーナー第一回の「ミクニ」のオーナー・三國清三さんとも気のあうお友達です。お店の華、おかみさんの満智子さんは、元宝塚星組の帆波真琴さんです。私の知り合いの旺なつきさんの先輩で、その縁で私のご臈頁のお店になったわけです。実は、今年この近くにあった宝塚の寮が御成門に引っ越





新税制の活用 ~ 相続時精算課税制度 ~ (平成17年12月までの時限措置)

税理士 河原幸司

平成15年度税制改正で創設されたこの制度はこれまでの贈与税の考えとは全く性質を異にするもので、親から子へ2,500万円(住宅の購入にあたっては1,000万円がさらに上乗せされ3,500万円)まで、非課税で贈与することができるというもので、相続財産の前渡、相続税の繰延的な性格を有するものです。

【制度の概要】

65歳以上の直系の父母(住宅の購入に当たっては父母の年齢制限なし)から20歳以上の子供への贈与であること。…年齢はその年の1月1日現在で判定

贈与財産の種類及び使い道は自由。(住宅の購入にあたっては、現金の贈与で用途は住宅の購入)

非課税枠までは何回でも無税での贈与が可能。非課税枠を超えた金額については一律20%の税率で贈与税課税

贈与をした財産は父母の相続時に相続財産に加算し、課税された贈与税は相続税額から控除し、払いすぎている場合は還付を受けられる。

この制度の適用を受けるには贈与を受けた翌年の3月15日までに税務署への届出が必要。一度適用を受けると取りやめることはできない。

この制度の有効活用ですが、次のようなことが考えられます。

【メリット】

相続対策として有効活用。長男に事業承継させるため、先に次男に財産を贈与しておく
遺留分の減殺請求対策 遺留分の減殺請求は1年より前に贈与された物件には及ばない

不動産購入時に、子供名義にしておけば将来の相続登記費用がかからない

収益物件を贈与して、所得分散を図る
自宅の土地が父母の名義の場合、贈与後売却して3000万控除が可能(今後、通達をチェック)

収益物件を建築し、翌年1月1日以降に贈与する。借入が無ければ固定資産税評価額での贈与が可能。サブリース契約で賃貸しておけば、相続時に土地は貸家建付地の評価

になる。

親が65歳未満であっても、1000万円以内の住宅資金をもらうなら、2500万円は売却物件のローン返済にあてるなど、自由に使える。(H14年以前に従来の住宅取得資金贈与を受けていた人もH15年から適用可能)父母から3,500万円ずつ、祖父母から550万円合計7550万円の贈与が可能

【デメリット】

相続時精算課税制度を使って贈与された資産は小規模宅地の特例が使えない

この制度を使って贈与された資産は物納できない

相続人が多い場合、分散して一般贈与した方が得

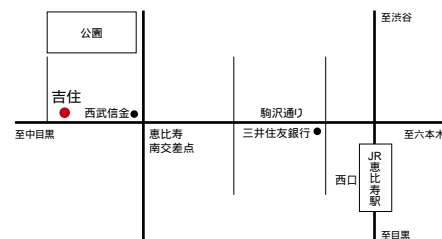
この制度を使って贈与された資産は利子税の計算の際の不動産等に含まれないため、税率が高くなる

これらを総合的に検討して上手にこの制度を利用しましょう。税金対策というより紛争の防止効果の方が大きいようです。

してしまってちょっと残念。閑話休題。私のお好みの一品は、カボチャのスープとおしるこ。一番のコースはしゃぶしゃぶですが、懐石や鍋のコースもあります。どれも美味しい豊富なメニューの一品料

理も魅力です。カウンターも粋でいまやあまり見かけなくなった一枚板、24年の「年輪」を刻んでいます。

営業時間は、17:30から23:00(ラストオーダー)、お休みは日曜だけ(月曜は祝日の時だけお休み)と時間のない私などには嬉しい営業時間です。カウンターが8席、お座敷に8~10人程度座れる、こじんまりとまとまった落ち着いたお店です。必ず予約の電話をした上でお出かけください。



恵比寿 吉住

東京都渋谷区恵比寿西1丁目20番6号
TEL: 03-3496-8144

シティユウワ法律事務所概要

名 称 シティユウワ法律事務所
(CITY-YUWA PARTNERS)

所 在 地 〒100-0005
東京都千代田区丸の内2丁目2番2号
丸の内三井ビル7階/8階 (受付: 7階)

電話 番号 03-6212-5500 (代表)

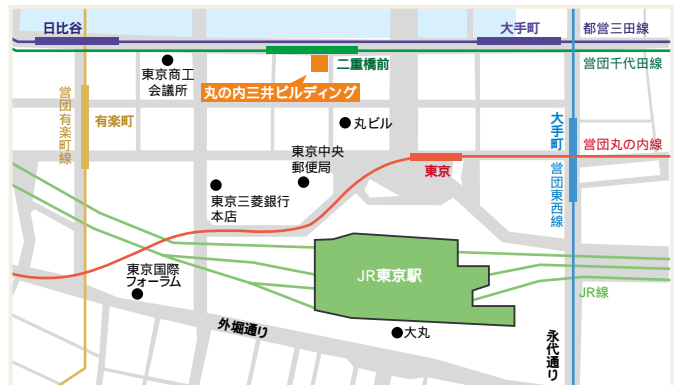
ファックス 03-6212-5700

所属弁護士等

弁護士	52名
米国・州弁護士	3名
計	55名
司法書士	2名
パラリーガル	17名
その他事務職員	55名
合計	129名

弁護士 伊藤茂昭 連絡先

直通	03-6212-5503
Eメール	shigeaki.itoh@city-yuwa.com
ホームページ	www.city-yuwa.com/ itoh



<新事務所への交通アクセス>

シティユウワ法律事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル 7/8階

当団地下鉄千代田線・二重橋前駅をご利用の場合
A4出口から1分(改札を間違えると時間のロスです)
当団地下鉄丸の内線・東京駅をご利用の場合中央改札から、
丸ビル地下街経由で約2分。
JR東京駅をご利用の場合
丸の内(八重洲側に出してしまうと当分つきません)南口から約2分
お塚にそった(日比谷通り沿い)の茶色のビルです。

シティユウワ法律事務所から法務研修会のお知らせ

シティユウワ法律事務所の法務研修会を下記要領で開催します。

昨年10月にサブリース契約の関する最高裁判所の判決が相次いで言い渡されました。判旨はサブリース契約も賃貸借契約であり、賃料増減額請求権を認めた借地借家法第32条の適用があるという、従来のサブリーサーの主張を認めたものであります。今回その両事件を代理した伊藤、井手、岡内のシティユウワ法律事務所の三弁護士による法務研修会を下記要領で開催します。

テーマ / サブリース訴訟最高裁判決の意義と今後の展望

主 催： シティユウワ法律事務所サブリース弁護団

日 時： 2004年1月22日(木) 午後2時～4時

場 所： 千代田区丸の内2-4-1; 丸ビル8階CONFERENCE SQUARE

挨拶： 伊藤茂昭

研修会講師： 岡内真哉 「演題 / 最高裁判決の意義と今後の実務に与える影響」
井手慶祐 「演題 / サブリース契約と敷金返還請求権の帰趨」

上記法務研修会参加ご希望の方は、事務所宛(担当藤田)ご連絡いただければご案内致します。席に限りがありますので必ず事前に申し込み下さい。
連絡先 03-6212-5500(シティユウワ法律事務所担当 藤田)

提携 税理士法人 東京シティ税理士事務所

<東京シティ税理士事務所> 郵便番号・私書箱は下記のとおり変更になります。電話番号・ファックス・URLは変わりません。
〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル37階 私書箱256号
TEL 03(3344)3301 FAX 03(3344)9053 http://www.tokycity.co.jp

編 集 後 記

日進月歩という言葉がありますが、今の状況はまさに日進月歩というべんやの勢いです。その典型が通信で、通信の発達で世界が一段と狭くなっているように思います。アメリカの弁護士が帰り際にインドの弁護士に書類の作成を通信

で依頼し(時差を利用して)翌朝にそれをうけるという状態になっています。シティユウワ法律事務所も多くの国際案件をてがけられています。ますます健康に留意していただきたいものです。

編集担当：橋本行雄 (IMA)

季刊「白い雲」通刊51号

発行人：伊藤茂昭
編集人：伊藤茂昭
シティユウワ法律事務所
東京都千代田区丸の内2-2-2
丸の内三井ビル7/8階 〒100-0005
Phone: 03 (6212) 5500
Fax: 03 (6212) 5700

Editing by IMA Co., Ltd.
Printing by Kamiya Printing Co., Ltd.